

改正建築物省エネ法講習会 ～省エネ適合判定の手続きを学ぶ～

改正建築物省エネ法施行に伴う、非住宅300㎡以上の適判申請についての講習会を7月20日金沢市野町の金沢未来創造館で会員25名が参加して行われ、省エネ適合性判定の建築確認申請時や完了検査時の他、省エネ計画の変更等の手続きについての理解を深めました。

当初は老人ホーム等の施設をモデルにして入力方法を学ぶ講習会を企画していましたが、昨年からの非住宅300㎡以上の適判申請物件において、工事完了時に検査済証が下りない事例が多数見られたことから、講習内容を変更することに致しました。

検査済証が下りない原因としては、省エネ適判申請における計画書の提出が、現場で変更が生ずることを前提にしていることを、申請者が理解していないことではないかと思慮されます。たとえば照明器具が1個でも数が変われば軽微な変更扱いになり、内容によっては計画変更書類の提出が求められ、完了検査が1週間程度遅れる事例が散見されています。このようなトラブルを認識していただくため、省エネの適判申請を多く手掛けている、日本ERI金沢支店様に協力を依頼し、適判申請に関して実務に役立つ講習会を開催しました。

内容としては日本ERIで監修した申請に関する講習用ビデオを2時間程度視聴し、そのあと日本ERI金沢支店で実務に携わっておられる寺島様、菅原様にお越しいただき、申請で起きた事例のご紹介や質疑応答を行いました。実際の現場設備と申請図面の不整合が多々あり、1回の計画変更で終わらなかった事例など説明していただき、余分な費用が必要となり時間も無駄になったことなどをお聞きするなど、大変有意義な講習会となりました。

また、今回講習用ビデオの資料がいただけなかったことが残念でしたが、今後の、住宅を含む全ての新築建築物に2025年度から省エネ基準適合を義務付ける等の法改正に向け、これからも情報発信していきたいと思えます。

文／業務特別委員会 高橋健市委員長

